

# みたけのええもん認定要綱

平成24年3月19日

訓令甲第9号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、御嵩町を代表する特産品を町内外に広く周知することにより、住民の郷土愛の高揚及び地域の活性化を図るため、みたけのええもんを認定することに関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みたけのええもん 御嵩町を代表する商品として一定の基準を満たすものについて町長が認めた特産品をいう。
- (2) ええもん部門 町内で製造又は生産された原材料を使用した飲食物をいう。
- (3) たからもん部門 歴史や自然、伝統など御嵩町に関わる思いやこだわりがある工芸品等をいう。

## (認定部門)

第3条 特産品の認定に当たり、「ええもん部門」及び「たからもん部門」を設けることとする。

## (認定基準)

第4条 町長は、認定に係る基準（以下「認定基準」という。）を別表のとおり定めるものとする。

## (申請)

第5条 みたけのええもんの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みたけのええもん認定申請書（別記様式第1号）に必要な書類及び認定を受けようとする商品を添えて、町長に提出しなければならない。

## (認定の審査及び決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、みたけのええもん審査委員会設置条例（平成24年条例第8号）に規定するみたけのええもん審査委員会の審査に付すものとする。

- 2 町長は、前項の審査を行った結果をもとに認定の可否を決定し、みたけのええもん認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により認定基準に適合すると認めた場合は、みたけのええもんと認定し、みたけのええもん認定証（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

## (認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定をした日から3年とする。

- 2 前条第3項の規定により認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、前項の期間満了の日の後引き続き認定を受けようとする場合は、みたけのええもん

認定期間延長申請書（別記様式第4号）を、認定期間満了の日の前2月までに提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の申請を受けた場合における認定に係る審査及び決定に関する手続について準用する。

（申請内容の変更）

第8条 被認定者は、申請した内容について変更が生じた場合は、速やかに町長にみたけのええもん認定事項変更申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の申請を受けた場合における認定に係る審査及び決定に関する手続について準用する。

（調査及び検査）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、第6条第3項の規定により認定を受けた商品（以下「認定商品」という。）の調査又は検査を行うことができる。

（認定の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定商品の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後に、申請した内容を無断で変更したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 認定商品以外のものを、認定商品と偽り販売したとき。
- (4) 信用失墜等の行為があったとき。
- (5) 前条に規定する調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- (6) 被認定者から認定を辞退する申出があったとき。
- (7) その他認定商品として認定することが相応しくないと認められたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、みたけのええもん認定取消し通知書（別記様式第6号）により通知を行うものとする。

（被認定者の遵守事項）

第11条 被認定者は、この要綱の定める事項に誠実に従うとともに、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 認定商品の認知度の向上に努めること。
- (2) 認定商品の適正な品質管理に努めること。
- (3) 町が実施する施策に協力するよう努めること。

（支援）

第12条 町長は、認定商品を次に定める方法により支援するものとする。

- (1) 町ホームページ等への掲載
- (2) 各種情報機関への積極的な情報提供
- (3) イベントにおける周知活動
- (4) その他認定商品の認知度の向上に必要な事項

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この訓令の施行日前においても、特産品の認定に関し必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成28年訓令甲第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令甲第42号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年7月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の第5条第3項の認定を受けているみたけのええもんは、施行日にこの訓令による改正後の第6条第3項の規定により認定を受けたものとみなし、この訓令による改正後の第3条に規定するええもん部門とみなす。この場合において、当該認定を受けたみたけのええもんに係る認定の有効期限は、同日におけるそのものに係るこの訓令による改正前の第6条第1項の規定による認定の有効期限の残存期間と同一の期間とする。

別表 (第4条関係)

項目	基準
由来及びコンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歴史、自然、伝統、文化的背景又は御嵩町に対する思いがあること。</li><li>・ 御嵩町及び地域のイメージと結びつける物語性があること。</li></ul>
独自性及び優位性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食味、機能又はデザイン等が優れていること。</li><li>・ 独自の技術若しくは技法により製造又は生産されていること。</li><li>・ 類似商品との差異性があること。</li></ul>
信頼性及び品質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産から販売まで一定の品質を保っていること。</li><li>・ 製造工程、原材料の産地等が明らかにされていること。</li><li>・ 他社に委託して製造している場合や2社以上で共同販売する場合、製造元が明確であること。</li><li>・ 商品に関する関係法令や安心、安全に関する基準を満たしていること。</li></ul>
市場性及び将来性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安定した量の商品を生産することが可能で、消費者が容易に入手できること。</li><li>・ 販路拡大が見込まれること。</li></ul>

P R 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品を通じた事業展開において御嵩町のイメージアップにつながる取組又は企画等に参加できること。</li> <li>・ 特産品化への意欲があり、普段、認知度向上又は他の事業者等への波及効果に期待できること。</li> </ul>
原材料及び製造工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御嵩町内で製造又は生産された商品であること。</li> <li>・ 御嵩町内で製造又は生産された原材料を使用していること。</li> <li>・ 素材にこだわり、厳選した品質の良い原材料を使用していること。</li> </ul>